

# I 我が国の学校給食

我が国の学校給食は、明治 22 年(1889 年)10 月山形県内の私立忠愛小学校で、貧困児童を対象に欠食救済のために昼食供与を実施した慈善事業がその発祥とされている。大正時代に入ると慈善事業にとどまらず、栄養補給を目的とする学校給食の試みがなされたが、昭和に入ると、戦争のため食糧事情も悪くなり一時中断に至った。

戦後は、困難な食糧事情の下で主として経済的困窮と食糧不足から、児童生徒を救済するための応急措置として、アメリカ等による脱脂粉乳等の援助物資を受けて再開された。

その後、昭和 30 年代は、学校給食法（昭和 29 年）等の制定により、制度上の整備が図られるとともに学校給食に対する理解が深まり、その普及充実が図られてきた。昭和 40 年代は、ようやく物資にも恵まれ、栄養のバランスを重視した給食が定着していった。

昭和 50 年代は、米飯導入など食事内容の充実と食文化継承にふさわしい給食へとなっていった。昭和 60 年代は学校給食業務について公費の効率的運用を図りながら、家庭・地域の協力を得、教育的効果を高めていくと同時に給食の環境整備を図ってきた。その結果、平成 24 年 5 月 1 日現在、小学校 99.2%、中学校では、85.4%の高い実施率に達し、全体では、実に 969 万人の児童生徒が学校給食を受けるに至っており、我が国の学校生活において、欠くことのできない教育活動として定着してきている。

学校給食法は、学校給食に関する基本的な根拠法であるが、平成 21 年 4 月に一部改正して施行され、食育の観点から学校給食の目標が改訂され、栄養教諭・学校栄養職員による学校給食を活用した食に関する指導の推進が図られることになった。また、学校給食実施基準及び衛生管理基準も制度化され、義務教育諸学校の設置者に対する努力義務等が規定されている。

なお、学校給食に要する経費については、学校給食法において人件費、施設設備費は設置者が負担し、食材料費等は保護者が負担することとなっている。

また、昨今の子どもの食生活を取り巻く状況については、朝食欠食率や孤食の増加、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取等の偏った栄養摂取の問題等が指摘されており、その結果、将来の生活習慣病の増大が懸念されている。そのため、食に関する現代的課題に対応する必要がある、児童生徒に対し食に関する正しい知識とそれを実践する力を身につけさせることが求められている。そのためには、学校給食を活用した食に関する指導の充実が図られることが重要であり、栄養教諭・学校栄養職員の果たすべき役割が非常に大きい。